

石川県警察の緊急配備に関する訓令

(概要)

昭和52年11月15日

石川県警察本部訓令第16号

石川県警察の緊急配備に関する訓令を次のように定める。

石川県警察の緊急配備に関する訓令

目次

第1章 総則

目的(第1条)

緊急配備対象事件(第2条)

緊急配備活動の方法(第3条)

緊急配備の種別(第4条)

迅速な配備(第5条)

総合的運用(第6条)

弾力的な配備(第7条)

第2章 緊急配備体制と実施計画

発令責任者(第8条)

緊急配備実施責任者(第9条)

実施計画(第10条～第13条)

第3章 緊急報告

緊急報告(第14条・第15条)

第4章 緊急配備の実施

緊急配備の準備指令(第16条)

緊急配備の発令と措置(第17条～第27条)

第5章 緊急配備の解除と検挙報告

解除及び検挙報告(第28条・第29条)

第6章 教養訓練

教養及び緊急配備訓練(第30条・第31条)

附則